

東社協福祉施設経営相談室だより

No.124(全2枚)

平成29年9月4日

社会福祉法人モデル経理規程（東社協版）について

社会福祉法改正に伴い、経理規程上に、計算関係書類の監査や公開に関する改正、入札契約の取扱の改正、社会福祉充実残額の計算および社会福祉充実計画の作成などを記載していくことが必要となっています。

本会の「社会福祉法人制度研究会」において、宮内会計事務所のご協力をいただき、会計監査人を設置しない中小規模の社会福祉法人向けのモデル経理規程を作成いたしましたので、ぜひご活用ください。ボリュームがありますので、本会のHPに掲載いたします。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

社会福祉法人経営力強化事業

本会では、本年度、東京都の補助により、法人の経営力強化を後押しする事業に取り組んでいます。その一環として実施する下記の研修や紹介の仕組みをぜひご活用ください。

■小規模社会福祉法人向け研修会について

本研修は、社会福祉法改正に伴う、社会福祉法人制度改革に対応する研修会として、東京都からの補助により、本年度限定で実施するものです。

参加対象は27年度の法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益額が4億円未満の法人となっていますが、現時点で定員に余裕があるため、参加対象法人の規模を上回る法人もご参加いただけます。

○研修開催日：10月5日（木）11日（水）18日（水）20日（金）10時～16時45分

*各日とも同じ内容です。

○内容：①制度改正のポイント ②法人運営の基礎 ③グループ討議 ④会計の基礎

○参加費：無料

申込みは9月8日までとなっていますので、ご希望の法人においては、本会のHPから、申込み用紙をダウンロードし、お申込みください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/kenshu.html>

■専門家紹介の仕組みをスタートしました

社会福祉人制度改革では各法人のガバナンスや財務規律の強化が求められ、今年度より一定規模以上の法人については、会計監査人の設置が義務付けられています。

また、会計監査人非設置法人においては、公認会計士や税理士等の専門家より、財務会計に関する内部統制や事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人について、指導監査の実施周期の延長等を行うことができることとされています（社援基発 0427 第1号 平成29年4月27日付「会計監査および専門家による支援等について」厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）。

このたび、日本公認会計士協会東京会及び東京税理士会のご協力をいただき、社会福祉法人制度改革・社会福祉法人会計に知見を有する専門家の紹介を行う仕組みを作りました。

【依頼できる内容】

公認会計士の例：経理体制の効率化等改善、決算業務委託、法人のガバナンス体制や各種規程の整備等の支援、理事・監事・評議員・経営顧問等

なお、税理士の紹介については、現在、詳細を詰めておりますので、11月過ぎにHP上でご案内をする予定です。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiiryoku/senmonka.html>



本経営相談室だよりはFAXで送信しておりますが、見えにくい部分がある場合は、お手をかけますが、東京都社会福祉協議会のHPから、経営支援室だよりがダウンロードできます。

東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) のトップ画面の「組織・事業から探す」の中にある「経営相談室」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある 指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。